つがる市 統一的な基準による 連結財務書類 (平成31年3月31日)



つがる市

Tsugaru City

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

自治体名:つがる市 会計:連結会計

(単位:百万円)

会計:連結会計			(単位:百万円
科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	99,297	固定負債	50,30
有形固定資産	93,861	地方債等	39,49
事業用資産	36,147	E #0 + 1/ A	,
土地	6,060	NR TM イルコルム	3,9
立木竹	47		0,0
建物	79.145	7.0 //	6,8
建物減価償却累計額	-50,411	+=1 2 E	4,0
工作物		4 左中横潭又中山大唐佐	
工作物減価償却累計額	1,121	- L. A	3,5
公司 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-429	未払費用	1
船舶減価償却累計額	-	前受金	
	-		
浮標等	-	前受収益	
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	3
航空機	-	通り金	
航空機減価償却累計額	-	その他	
その他		負債合計	54,3
その他減価償却累計額	0	【純資産の部】	
建設仮勘定	614	固定資産等形成分	105,7
インフラ資産	56,503	余剰分(不足分)	-51,9
土地	316	III. ET III. VA ME A	, i
建物	2,705		
建物減価償却累計額	-1,297		
工作物	107,742		
工作物減価償却累計額	-63,957		
その他	· ·		
その他減価償却累計額	1,534		
建設仮勘定	-1,106		
	10,565		
物品	7,370		
物品減価償却累計額	-6,159		
無形固定資産	12		
ソフトウェア	6		
その他	6		
投資その他の資産	5,424		
投資及び出資金	299		
有価証券	-		
出資金	86		
その他	213		
投資損失引当金	_		
長期延滞債権	398		
長期貸付金	7		
基金	4,761		
減債基金	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
その他	4,761		
その他	4,701		
徴収不能引当金	-41		
流動資産			
現金預金	8,913		
未収金	1,180		
	1,060		
短期貸付金	-		
基金	6,484		
財政調整基金	3,522		
減債基金	2,962		
棚卸資産	199		
その他	11		
徴収不能引当金	-22		
繰延資産	_	純資産合計	53,8.
資産合計	100 010	負債及び純資産合計	108,2

連結行政コスト計算書

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

自治体名:つがる市 会計·連結会計

(単付:百万円)

会計:連結会計 	(単位:百万円)
科目名	金額
経常費用	34,735
業務費用	15,169
人件費	4,321
職員給与費	3,853
賞与等引当金繰入額	307
退職手当引当金繰入額	-113
その他	274
物件費等	9,713
物件費	4,096
維持補修費	593
減価償却費	4,551
その他	473
その他の業務費用	1,135
支払利息	322
徴収不能引当金繰入額	51
その他	762
移転費用	19,565
補助金等	10,570
社会保障給付	8,294
他会計への繰出金	672
その他	29
経常収益	3,649
使用料及び手数料	2,382
その他	1,267
純経常行政コスト	31,086
臨時損失	5
災害復旧事業費	_
資産除売却損	1
投資損失引当金繰入額	0
損失補償等引当金繰入額	_
その他	5
臨時利益	20
資産売却益	2
その他	18
純行政コスト	31,071

[※]下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

連結純資産変動計算書 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

自治体名: つがる市 会計:連結会計

(単位:百万円)

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)	
前年度末純資産残高	56,926	106,222	-49,313	16
純行政コスト(△)	-31,071		-31,071	-
財源	28,076		28,076	-
税収等	16,589		16,589	-
国県等補助金	11,487		11,487	-
本年度差額	-2,995		-2,995	-
固定資産等の変動(内部変動)		-168	168	
有形固定資産等の増加		6,018	-6,018	
有形固定資産等の減少		-5,889	5,889	
貸付金・基金等の増加		545	-545	
貸付金・基金等の減少		-843	843	
資産評価差額	0	0		
無償所管換等	443	443		
他団体出資等分の増加			-1	1
他団体出資等分の減少			_	_
比例連結割合変更に伴う差額	-3	0	-4	_
その他	-551	-71 6	165	
本年度純資産変動額	-3,105	-440	-2.666	1
本年度末純資産残高	53,820	105,782	-51,978	17

[※]下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

連結資金収支計算書

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

自治体名:つがる市 会計:連結会計

(単位:百万円)

会計:連結会計 「	(単位:百万円) 「
科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	30,139
業務費用支出	10,574
人件費支出	4,339
物件費等支出	5,234
支払利息支出	323
その他の支出	678
移転費用支出	19,565
補助金等支出	10,570
社会保障給付支出	8,294
他会計への繰出支出	672
その他の支出	29
業務収入	32,289
税収等収入	18,078
国県等補助金収入	10,784
使用料及び手数料収入	2,427
その他の収入	1.000
臨時支出	5
災害復旧事業費支出	_
その他の支出	5
臨時収入	19
業務活動収支	2,164
【投資活動収支】	
投資活動支出	5,359
公共施設等整備費支出	4,774
基金積立金支出	584
投資及び出資金支出	_
貸付金支出	1
その他の支出	_
投資活動収入	2,225
国県等補助金収入	1.129
基金取崩収入	1,048
貸付金元金回収収入	1
資産売却収入	14
その他の収入	32
投資活動収支	-3,134
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,894
地方債等償還支出	3,894
その他の支出	_
財務活動収入	5,100
地方债等発行収入	4,748
その他の収入	352
財務活動収支	745
本年度資金収支額	-226
前年度末資金残高	3,108
比例連結割合変更に伴う差額	-2
本年度末資金残高	2,881
前年度末歳計外現金残高	55
本年度歲計外現金増減額	4
本年度末歳計外現金残高	60
本年度末現金預金残高	2,940
	2,940

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59 年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法
- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・ 償却原価法
- ② 満期保有目的以外の有価証券
- ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格
- イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・取得原価

ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、

相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、

「著しく低下した場合」に該当するものとします。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・出資金額

ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、

相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、

「著しく低下した場合」に該当するものとします。

- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除きます)・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年~50 年

工作物 8 年~42 年

物品 2 年~20 年

- ② 無形固定資産 (リース資産を除きます)・・・・・・定額法
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものに ついて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上 しています。

② 徴収不能引当金

徴収不能引当金については、過去5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を 計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手 当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益の内つ がる市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化 に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 當与等引当金

翌年度6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額 の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法 ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引 (リース期間が1 年以内のリース取引及び リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物を資金の範囲としています。 なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生 する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合 に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が100 万円未満であるとき、又は 固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として **処理しています**

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が 財務書類に与えている影響の内容

該当事項はありません。

(2)表示方法を変更した場合には、その旨

該当事項はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び 当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

該当事項はありません。

- 3. 重要な後発事象
- (1) 主要な業務の改廃
- 該当事項はありません。
- (2)組織・機構の大幅な変更

該当事項はありません。

- (3) 地方財政制度の大幅な改正
- 該当事項はありません。
- (4) 重大な災害等の発生

該当事項はありません。

- (5) その他重要な後発事象
- 該当事項はありません。
- 4. 偶発債務
- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定 していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))

該当事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当事項はありません。

- (3) その他主要な偶発債務
- 該当事項はありません。
- 5. 追加情報
- (1)対象範囲(対象とする会計名)

普通会計:一般会計

公営事業:国民健康保険特別会計 : 全部連結

後期高齢者医療特別会計 : 全部連結 介護保険特別会計 : 全部連結

一部事務組合、広域連合:

市町村総合事務組合 : 比例連結(8.3%) 西北五広域福祉事務組合 : 比例連結(22.76%)

青森県後期高齢者医療広域連合 : 比例連結(2.58%) 西北五環境整備事務組合 : 比例連結(25.3%)

青森県交通災害共済組合 : 比例連結(2.52%) つがる西北五広域連合 : 比例連結(17.30%) 津軽広域水道企業団西北事業部 : 比例連結(90.2%)

青森県市長会館管理組合 : 比例連結(4.27%)

地方三公社:

土地開発公社 : 全部連結

第三セクター:

つがる地球村株式会社 : 全部連結

(一般財団法人) 屏風山野菜振興会: 全部連結

対象外

公営企業会計:

農業集落排水事業特別会計:※ 公共下水道事業特別会計 : ※

※ 農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計分は平成32 年度から 公営企業法の一部適用(財務適用)を予定していることから平成32 年度決算分

から対象となります。

- (2) 地方自治法第235 条の5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出 納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とし ています。
- (3) 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。